

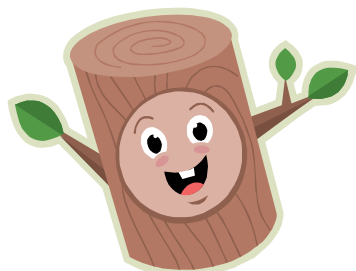
消費者団体・地域の集まりなどへ 講師を派遣します

大阪府消費生活センターでは、大阪府内の地域における消費者教育を支援するため、府民を対象にした消費者問題に関する集まりに、講師を派遣しています。



- | | |
|----------|--|
| 1. 対 象 | 大阪府内で、府民30人以上が集まる 集会や講座など |
| 2. 内 容 | 消費者トラブルの相談事例や対処法について
(例：訪問販売、点検商法、マルチ商法、SF商法、もうけ話や架空請求など) |
| 3. 講 師 | 消費生活相談員など |
| 4. 講 師 料 | 無料 |
| 5. 申し込み | 「消費者教育講師派遣依頼書」に必要事項を記入し
開催日の1ヵ月前までに提出 |

※申込書は、(公財)関西消費者協会のホームページからもダウンロードできます。



申込み・問合せ先

公益財団法人 関西消費者協会

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10ATC ITM 棟 3 階

T E L 06-6612-2330 F A X 06-6612-0090

E-mail staff@kanshokyo.jp

ホームページ URL <http://kanshokyo.jp/>